

業務委託契約書

1. 委託業務の名称 令和元年度 農道除雪業務委託
2. 実施場所 別表－1 に示すとおり
3. 委託期間 令和元年 11月 1日から
令和2年 3月31日まで
(除雪作業は令和元年12月1日からとする。ただし、大田市が指示した場合には11月であっても実施する。)

4. 業務委託料

- 1) 委託料の額は、下記のア～カの合計額とする。
ア. 別表－2の表に掲げる除雪機械ごとの1時間あたりの単価に、作業に要した当該機械の実稼働延べ時間を乗じて得た金額
イ. 別表－3に掲げる1時間あたりの待機単価に当該待機に要した実待機延べ時間を乗じて得た金額
ウ. 別表－4に掲げる1回あたりの雪道巡回単価に当該雪道巡回に要した実巡回延べ回数を乗じて得た金額
エ. ア・イ・ウの合計額の3%相当額の事務費
オ. 上記金額の合計額に消費税及び地方消費税相当分を乗じた額。なお、消費税及び地方消費税相当分の金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
2) 上記実稼働延べ時間及び実待機延べ時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上の時は1時間とし、30分未満の時は切り捨てるものとする。
別表－2～別表－4の休日に該当するのは日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)である。

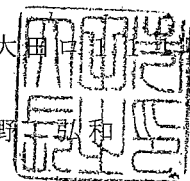
上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 10月 31日

発注者

島根県大田市大田町大田イ179-3
島根県大田市
市長 榊野 弘和



請負業者

大田市大田町大田イ179-3
大田建設業協同組合
理事長 堀 博彦



(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 発注者は、業務の実施上、必要に応じて、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第35条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委託又は一括下請負の禁止)

- 第4条** 受注者は、業務の全部又は設計図書において指定した主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(組合員の通知)

- 第5条** 受注者は、この契約に基づく業務を行う組合に加入する組合員（以下「組合員」という。）を発注者に通知するものとする。

(下請負人の通知)

- 第6条** 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は

名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者及び現場責任者に対する指示、承諾又は協議

二 立会い、業務の実施状況の確認

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第8条 受注者は、この契約の履行に関し業務責任者を定めて、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約内容の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 業務責任者は現場責任者の統括指揮を行い、業務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(現場責任者)

第9条 受注者は、第5条に規定する組合員の現場責任者を定めて、発注者に通知しなければならない。

2 現場責任者は、除雪の実施に関し、その運営、取締りを行うものとする。

3 受注者は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せず自ら行使しようとするときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第10条 発注者は、業務責任者又は現場責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとる

べきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、受注者が、業務を実施するために使用している下請負人、労働者等で業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第11条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(土地への立入り)

第12条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(除雪機械の貸与)

- 第13条** 発注者は、発注者保有の除雪機械（以下「貸与機械」という。）を令和元年11月1日から令和2年3月31日まで受注者に無償貸与するものとする。
- 2 貸与機械の契約期間内の待機場所は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。
 - 3 貸与機械は発注者の指定した場所で発注者と受注者とが立会の上、その機能現況を確認し引き渡しを行なうものとする。
 - 4 受注者は貸与機械の貸与期間が満了した場合若しくはその他の事由により契約を解除した場合は、貸与機械を速やかに発注者に返還しなければならない。なお、返還は発注者の指定した場所で発注者と受注者とが立会の上、その機能状況を確認し行うものとする。
 - 5 貸与機械の引渡し後の維持管理に要する経費は受注者の負担とする。なお、簡易な修繕費はこれに含む。
 - 6 受注者は、貸与機械を善良な管理者の注意を持って管理するものとし、貸与機械の使用権を第三者に譲渡し、又は、貸与機械を転貸し、担保に供し若しくは、業務以外の用途に供してはならない。
 - 7 貸与機械が滅失又は紛失したときは、直ちに報告書を発注者に提出しなければならない。この場合において発注者の指示するところにより、受注者の負担において弁償しなければならない。
 - 8 天災、その他不可抗力による損害は発注者と受注者とが協議するものとする。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請

求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、受注者に及ぼした損害を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、受注者に及ぼした損害を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下、本条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、受注者に及ぼした損害を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責に帰すべきことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とした

とき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約内容の変更)

第18条 委託期間内において必要があると認められたときは、発注者と受注者が協議のうえ、契約単価、業務の場所、その他契約内容を変更するものとする。

(臨機の措置)

第19条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(連携除雪体制)

第20条 受注者は、発注者から要請のあったときは、他道路管理者（国、大田事業所）への派遣に協力し、応援除雪を行わなければならない。

2 受注者は、大雪注意報が発令されたときは発注者からの指示により準備体制をとり、除雪基準に達したらすみやかに除雪を行わなければならない。

(一般的損害)

第21条 業務の実施において生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第23条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（36条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償金を負担する。ただし、貸与車輛によって業務を行うにつき生じた損害については、発注者の加入する保険の適用範囲内においては、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（36条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動の理由により第三者に及ぼした損害（36条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第23条 業務の完了前に、天災等で双方の責に帰すことができないもの(以下、「不可抗力」という。)により、業務又は建設機械器具等に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第36条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 建設機械器具に関する損害

損害を受けた建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務目的に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 第4項の業務委託料は当該損害を受けた建設機械器具等を使用する組合員の業務委託料(損害が発生する日までの実績)とする。

(検査及び引渡し)

第24条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下、「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第25条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求するこ

とができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下、「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（第三者による代理受領）

第26条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第25条又は第26条の規定に基づく支払をしなければならない。

（かし担保）

第27条 発注者は、業務が完了した場合において、当該業務にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、検査を受けた日から6月以内に行わなければならない。

3 第1項の規定は、業務のかしが設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行延滞の場合における損害金等）

第28条 受注者の責に帰すべき事由により、委託期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、第25条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第29条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により、委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三 業務責任者及び現場責任者を配置しなかったとき。

四 この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第32条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の業務委託料は、受注者の損害が発生する日までの業務実績に相応する業務委託料とする。

4 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（談合その他不正行為による解除）

第30条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令。）又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。

二 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に関して刑法（明治40年法律第45条）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第31条 受注者は、発注者が契約違反し、その違反により契約の履行が不可能となったと

き、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第 32 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

(解除に伴う措置)

第 33 条 発注者は、契約が解除された場合においては、業務実績を確認の上、実績に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与機械を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与機械が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 30 条又は第 31 条の規定によるときは発注者が定め、第 32 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第 34 条 受注者は、第 31 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 第 1 項の業務委託料は、受注者の損害が発生する日までの業務実績に相応する業務委託料とする。

(保険)

第 35 条 発注者は、受注者に貸与する機械については、発注者において任意保険に加入し貸与しなければならない。

2 受注者は、自らが所有する機械に設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提出しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 36 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 37 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者及び現場責任者の職務の執行に関する紛争、その他受注者が業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の業務の実施又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 10 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停の手續を請求することができない。

(契約外の事項)

第 38 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(契約保証金)

第 39 条 受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、免除する。

別表-1

農道除雪対象路線

町名	路線名	除雪延長	実施区間
三瓶町野城	大邑農道	5,088m	県道56号線交点から小屋原ふるさと農道交点
三瓶町野城	大邑農道	2,762m	県道56号線交点から富山町山中地内
三瓶町野城	大邑農道	3,141m	富山町山中地内から市道堀越線交差点
三瓶町小屋原	小屋原ふるさと農道	1,467m	全線
合 計		12,458m	4路線

別表-2

農道除雪業務委託 単価表

○ 平日除雪 時間単価

除雪機械名	規 格	昼間(6h~20h) 時間当たり単価(円)	夜間(20h~6h) 時間当たり単価(円)	備 考
ブルドー ザー	3t	25,400	35,500	市道県道併用(県借上げ)
ブルドー ザー	4t	25,400	35,500	市道県道併用(県借上げ)
バックホウ	0.15m ³	20,910	28,940	市道併用(市借上げ)
バックホウ	0.2m ³	22,310	30,340	市道県道併用(県借上げ)
トラクター ショベル	0.4m ³	20,110	29,650	市道併用(リース)
トラクター ショベル	1.6m ³	37,570	48,120	市道県道併用(県借上げ)
除雪ドー ザー	4t	22,230	32,330	市道県道併用(県貸与)

○ 休日除雪 時間単価

除雪機械名	規 格	休日昼間(6h~20h) 時間当たり単価(円)	休日夜間(20h~6h) 時間当たり単価(円)	備 考
ブルドー ザー	3t	32,470	37,520	市道県道併用(県借上げ)
ブルドー ザー	4t	32,470	37,520	市道県道併用(県借上げ)
バックホウ	0.15m ³	26,530	30,540	市道併用(市借上げ)
バックホウ	0.2m ³	27,930	31,940	市道県道併用(県借上げ)
トラクター ショベル	0.4m ³	26,790	31,560	市道併用(リース)
トラクター ショベル	1.6m ³	44,960	50,230	市道県道併用(県借上げ)
除雪ドー ザー	4t	29,300	34,350	市道県道併用(県借上げ)

別表-3

待機費(円/h)	平日昼間(6h~20h)	平日夜間(20h~6h)	休日昼間(6h~20h)	休日夜間(20h~6h)
	5,680	8,530	7,680	9,100

別表-4

雪道巡回工(円/回)	平日昼間(6h~20h)	平日夜間(20h~6h)	休日昼間(6h~20h)	休日夜間(20h~6h)
	14,980	21,570	19,600	22,890